

レンタル収納スペース マルナカ クローゼット利用規約

利用契約は収納スペースをお貸しする賃貸借契約です。したがって、室内に入れる物品管理は、お客様の自己責任でお願いします。

第1条 使用上の禁止事項

1. 貸室内には、クギ、ビス、フックを設置したり、圧着式パイプを架設する等手を加えること。
2. 契約者以外に使用させたり、物置以外の目的に使用すること。
3. 物品の搬出入に際し、違法駐車、騒音などその他近隣に迷惑なこと。
4. 駐車場でエンジンを掛けたままにしたり、空ぶかし等をする事。
5. マルナカクローゼット施設内での喫煙及び火気の使用をすること。
6. 貸室以外（駐車場、廊下、エレベータ、階段等）に物品をおくこと。
7. 管理人に物品（当施設のご利用者カードと鍵以外のもの）を預けること。
8. 管理人に手伝い等を依頼すること。
9. マルナカクローゼット施設内の備品（台車、カーゴ等）を施設外に持ち出すこと。
10. 施設内を土足で歩き回ること。（駐車スペース以外、館内全て土足厳禁）
11. 施設内、またその周辺で遊ぶこと。（駐車スペース、エレベーター周辺等）

第2条 次のような物品の保管には利用出来ません。

1. 危険物、可燃物、火薬類、薬品類（バケツ、灯油、ガソリン、シンナー、ペンキ等）
2. 動物、植物等の生物、また遺体や死骸など（遺灰を含む）
3. 食料品など腐食しやすい物品
4. 湿気または臭気を発する物品
5. ドアサイズ1950×760mm、カーゴの最大積載量（500kg）を超える物品
6. 公序良俗に反するような物品
7. その他本物件または他の貸借人に損害を及ぼすおそれがある物品
8. 現金、貴金属、貴重品、宝石、有価証券、権利または事実を証明する文書並びにこれらに順ずるもの
9. 書画、骨董品、勲章、美術品、銃刀、毛皮品
10. 湿度、温度の変化によりそのものの機能が著しく劣化する恐れのあるもの
11. 精密機器（カメラ、ビデオカメラ等）

第3条 連帯保証人は不要ですが、緊急連絡先は原則として申込人の親族にさせていただきます。また、貸主より確認の電話を入れさせてさせていただきます場合がございます。（住所、電話番号、勤務先等の連絡先が変更になった場合は、すぐに当社までご連絡下さい。）

第4条 初回契約時には保証金（賃料の2ヶ月分）+賃料（当月日割賃料〈30日割〉+2ヶ月分賃料）+事務手数料（5,000円+消費税）が必要です。同時に、保証金には消費税相当額が、また賃料には消費税が必要です。

第5条 契約期間は1年間以上（月の途中からの場合、1年後の同月の月末まで）ですが、2ヶ月前までに解約の申告がない場合は自動更新となります。更新の場合、更新事務手数料（5,000円+消費税）が必要です。解約日は、お申し出のあった月の翌月の月末となり、それまでの賃料は必要です。

第6条 契約期間前（契約日の9日目から1年未満）に解約申告があった場合の解約日は、解約申告のあった月の翌月の月末となり、またその翌月分までの賃料が必要となります。また、契約日から8日目までに解約される場合、事務手数料以外の残額を返還します。

第7条 ご解約の場合には、貸室内のメンテナンス、クリーニング等した後、保証金の残額を返還します。不足した場合は、不足分をご負担していただきます。

第8条 賃料が1ヶ月以上滞納になった場合、ご契約を打ち切らせていただくことがあります。

第9条 賃料は、毎月月末に翌月分をこちらが指定した銀行口座へ送金していただきます。お支払は、ご利用者様の口座から自動送金とし、その手数料はご利用者様の負担となります。（各金融機関の自動送金サービスをご利用下さい）またご契約時に送金元の確認の為、通帳と自動送金依頼書（お客様控え）のコピーをとらせていただきます。

第10条 契約の終了と同時に会員カードは返却し、貸室内の物品は全て撤去していただきます。その際、管理人が立会います。契約終了後も物品が撤去されない場合は法的手続き後に廃棄処分とし、その費用全額を負担していただきます。

第11条 施設、備品などを破損させた場合は、弁償していただきます。（台車、部屋の扉など乱雑に扱わないで下さい）

第12条 マルナカクローゼット規約につきましては、施設を安全に運営するために、その内容を追加、変更する場合があります。

※ 2014年3月作成